

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………一
- ……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………一
- 都市計画事業の事業計画の変更認可(四件)……………一
- 土地区画整理事業の終了認可……………二
- ……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………二
- 市街地再開発事業の施行認可……………二
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………三
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………三
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………五
- 告示(選)
- 平成三十年東京都選挙管理委員会告示第二百二十三号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………六
- 令和元年東京都選挙管理委員会告示第二百二十八号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………六
- 令和二年東京都選挙管理委員会告示第百五十七号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………七
- 告示(海区漁調)
- 東京湾横断道路木更津人工島周辺海域の水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止……………九

公告

- 都市計画の図書の縦覧(二件)……………一
- ……………(都市整備局都市づくり政策部都市計画課)……………一
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………三
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三

告示

●東京都告示第百三十八号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和三年二月十九日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 荒川区 暮里公園
- 三 事業施行期間 令和三年二月十九日から令和六年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 荒川区東日暮里三丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第百三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成三十年東京都告示第百三十五号東京都都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年二月十九日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 世田谷区 東京都市計画公園事業第二十六号世田谷公園
- 三 事業施行期間 平成三十年三月十四日から令和四年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

●東京都告示第百四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成三十年東京都告示第百四十九号東京都都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和三年二月十九日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 中野区 東京都市計画公園事業第五・五・九号野方公園
- 三 事業施行期間 平成三十年三月二十六日から令和三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

●東京都告示第四百一十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき令和二年東京都告示第千六百四十四号東京都計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年二月十九日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称 荒川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業第三・三・三十五号宮前公園

三 事業施行期間 令和二年八月十四日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

令和二年東京都告示第千六百四十四号の事業地のうち、荒川区東尾久五丁目及び西尾久二丁目各地内において事業地を変更する。

使用の部分

変更なし

●東京都告示第四百四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十七年東京都告示第六十九号三鷹都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年二月十九日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称 三鷹市

二 都市計画事業の種類及び名称 三鷹都市計画公園事業第三・三・三十五号新川丸池公園

三 事業施行期間 平成二十七年一月二十二日から令和五年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第四百四十三号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十三条第一項の規定に基づき多摩市聖蹟桜ヶ丘北地区土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第四項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年二月十九日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の氏名

株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋

二 事業施行期間

平成二十九年三月八日から令和三年三月三十一日まで

三 施行地区

多摩市関戸一丁目、関戸二丁目及び一ノ宮二丁目の各一部

四 土地区画整理事業の名称及び施行認可の年月日

多摩市聖蹟桜ヶ丘北地区土地区画整理事業
平成二十九年三月八日

五 土地区画整理事業の終了の認可の年月日

令和三年二月十九日

●東京都告示第四百四十四号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七条の九第一項の規定に基づき内神田一丁目地区第一種市街地再開発事業の施行を認可したので、同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年二月十九日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の氏名又は名称

三菱地所株式会社

二 事業施行期間

令和三年二月十九日から令和八年九月三十日まで

三 施行地区

千代田区内神田一丁目地内

四 第一種市街地再開発事業の名称

内神田一丁目地区第一種市街地再開発事業

五 事務所の所在地

千代田区大手町一丁目一番一号大手町パークビル4階

六 施行認可の年月日

令和三年二月十九日

七 施行者の住所

三菱地所株式会社 千代田区大手町一丁目一番一号

八 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

九 公告の方法

事務所の掲示板のほか、個人施行者が適当と認める場

所に掲示するものとし、特に必要があると認めるときは官報に掲載して行う。

十 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和三年三月二十日

●東京都告示第百四十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

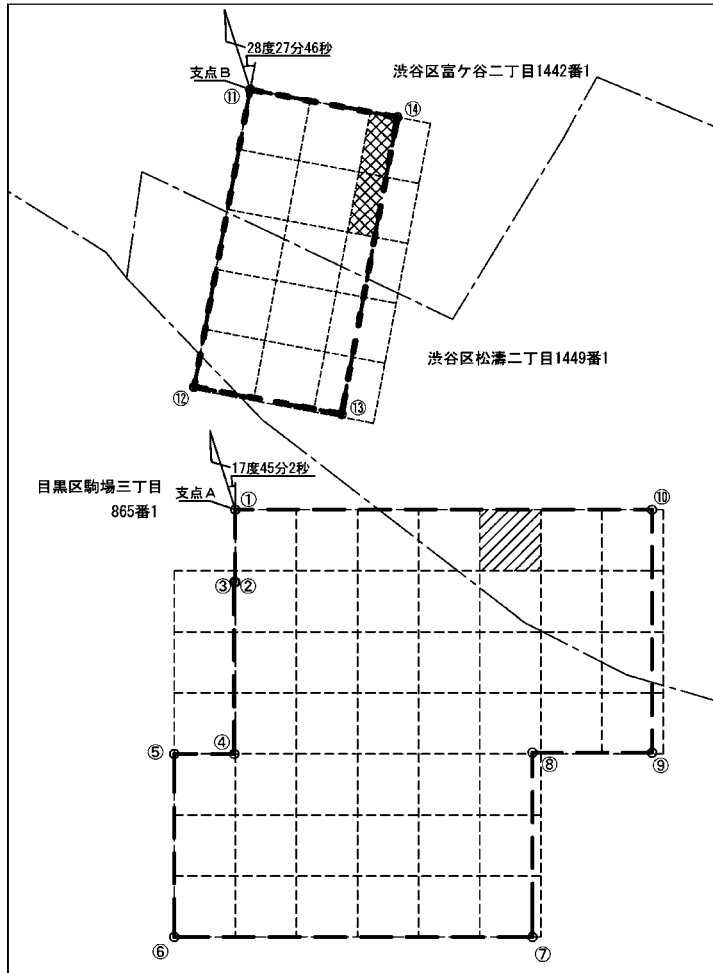
令和三年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（渋谷区富ヶ谷二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



凡 例

- 筆境界
- 調査対象地
- 今回調査対象範囲
- 単位区画
- 形質変更時要届出区域
- 形質変更時要届出区域
(平成30年東京都告示第1522号により指定した区域)

調査対象地

No.	X座標	Y座標
①	-37610.303	-13255.020
②	-37621.596	-13258.635
③	-37621.536	-13258.830
④	-37648.331	-13267.424
⑤	-37645.337	-13276.759
⑥	-37673.904	-13285.922
⑦	-37691.811	-13230.090
⑧	-37663.037	-13220.860
⑨	-37668.991	-13202.224
⑩	-37631.130	-13190.087
⑪	-37545.459	-13231.665
⑫	-37589.073	-13255.293
⑬	-37600.674	-13233.678
⑭	-37557.151	-13210.127

※上記の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【支点】
 支点Aの位置は X=-37610.303、Y=-13255.020、支点Bの位置は X=-37545.459、Y=-13231.665とする。
 （調査対象地の最北端とする。）

【格子の回転角度（A：17度45分2秒、B：28度27分46秒）】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百四十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしましな
ければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

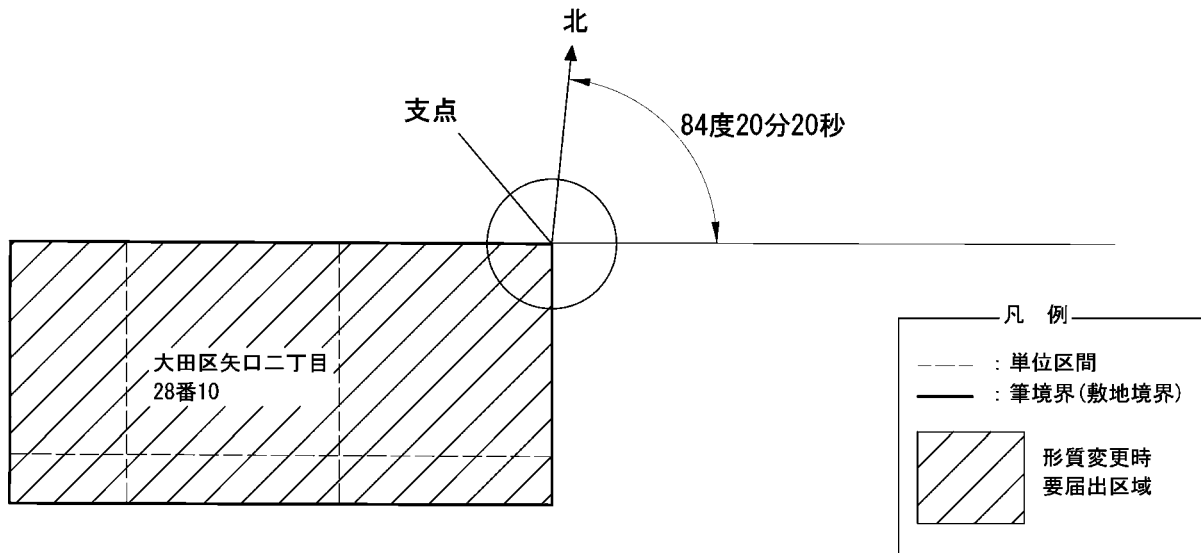
令和三年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区矢口二
丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 一・二 ジクロロエチレン

別 図



【支点】
支点は、大田区矢口二丁目
28番10の最北端とする。

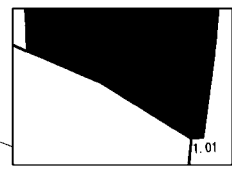
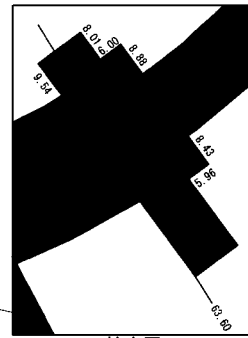
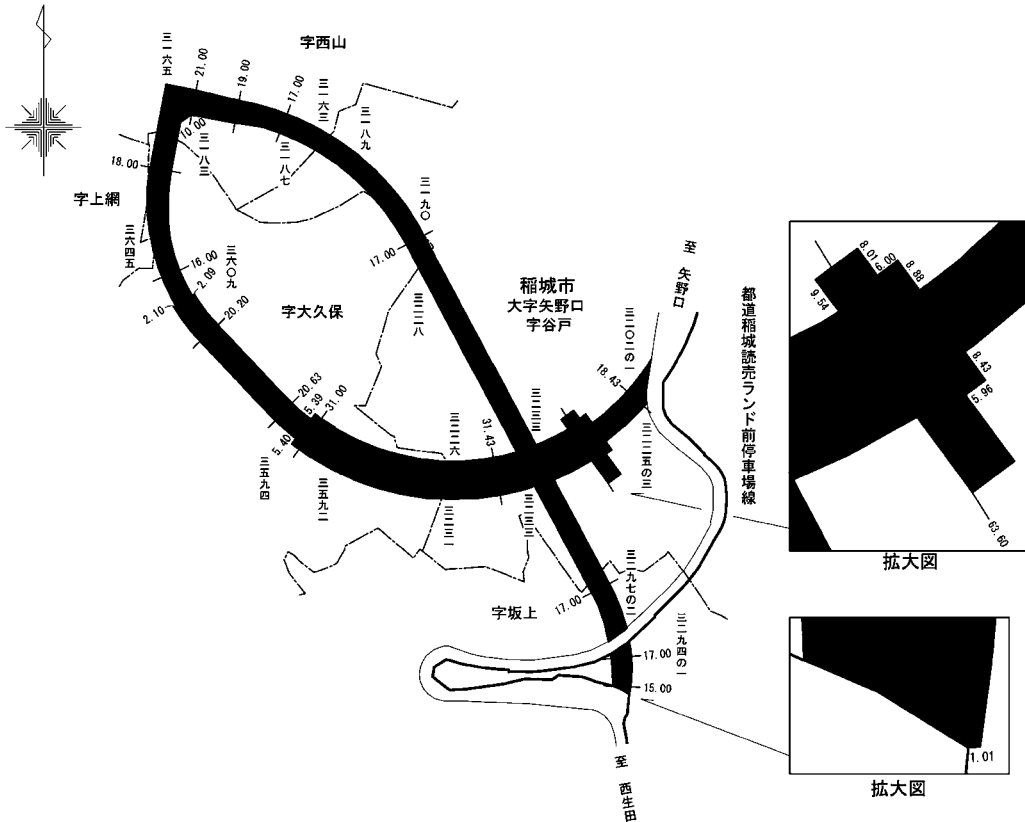
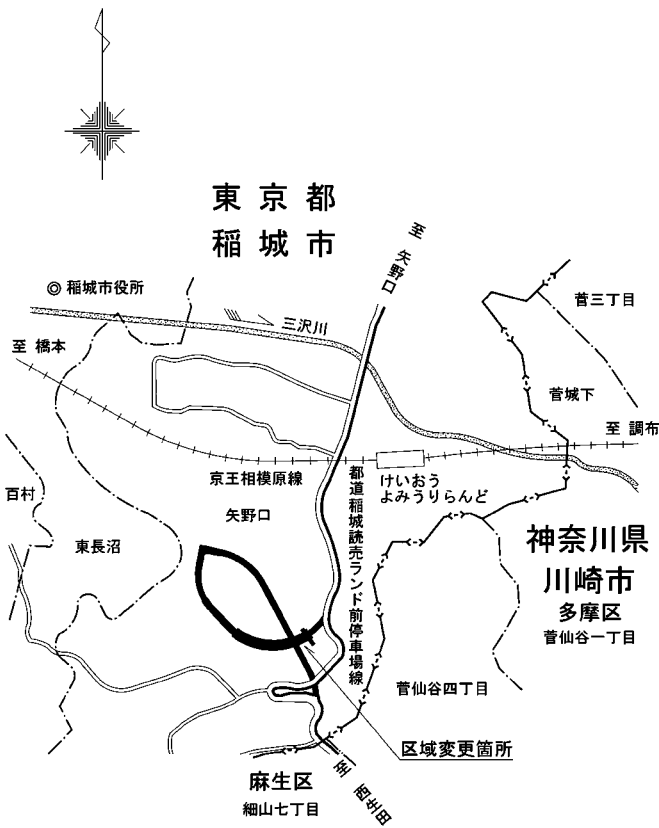
【格子の回転角度(84度20分20秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びに
これらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を
中心として、右回りに回転させた角度を示す。

別図

都道稲城読売ランド前停車場線区域変更略図
稲城市大字矢野口地内



延長 一、二六七・九九メートル
面積 二五、三〇八・七五平方メートル



●東京都告示第四百七十七号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和三年二月十九日から起算して二週

間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和三年二月十九日
東京都知事 小池百合子
一 路線名 稲城読売ランド前停車場
二 変更の区間 稲城市大字矢野口字谷戸三千二百二番一

三 変更の概要
地内から同市大字矢野口字坂上三千二百九十四番一地内まで
別図表示のとおり

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都第二選挙区支部及び若宮けんじ後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成三十年東京都選挙管理委員会告示第二百二十三号）の一部を次のように訂正する。

令和三年二月十九日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第二選挙区支部の部5寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）の項中

「 辻清人後援会 5,000,000 台東区 」を
「 辻清人後援会 5,000,000 台東区 」に
日本商工連盟 100,000 中央区 」に
改める。

若宮けんじ後援会の部1収入総額の項中「19032,048」を「21,032,048」に、「15,160,000」を「17,160,000」に改め、同部2支出総額の項中「3403,620」を「5,403,620」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「660,000」を「2,660,000」に、「500,000」を「2,500,000」に改め、同部5寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）の項中「500,000」を「2,500,000」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十

二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都第九選挙区支部、若宮けんじ後援会、洋々会及び山口なつお後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（令和元年東京都選挙管理委員会告示第二百二十八号）の一部を次のように訂正する。

令和三年二月十九日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第九選挙区支部の部1収入総額の項中「42,664,650」を「42,864,650」に、「39,740,000」を「39,940,000」に改め、同部2支出総額の項中「39,404,824」を「39,604,824」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「27,340,000」を「27,540,000」に、「22,200,000」を「22,400,000」に改め、同部4支出の内訳の項中「14,764,445」を「14,964,445」に、「2,000,000」を「2,200,000」に改め、同部5寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）の項中「200,000」を「400,000」に改め、同部6資産の内訳の項中「14,100,000」を「13,900,000」に改める。

若宮けんじ後援会の部1収入総額の項中「19,361,620」を「21,361,620」に、「3,403,620」を「5,403,620」に改め、同部2支出総額の項中「5,205,774」を「7,205,774」に改める。

洋々会の部5寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）の項の次に次のように加える。

6 政治資金パートナーの対価に係る収入の内訳
（名称）
松本洋平君と日本の未来を語る会（2月15日）

(支払者)

(法人その他の団体からの対価の (金額) (事務所の所在地) 円)

日本歯科技工士連盟 600,000 新宿区

(名称)

松本洋平君と日本の未来を語る会 (10月30日)

(支払者)

(法人その他の団体からの対価の (金額) (事務所の所在地) 円)

日本歯科技工士連盟 700,000 新宿区

山口なつお後援会の部1収入総額の項中

「1 収入総額 0」を

「1 収入総額 140,000

前年繰越額 0

本年収入額 140,000」

改め、

「2 支出総額 0」を

「2 支出総額 140,000

(翌年への繰越額) 0」

改め、同項の次に次のように加える。

3 本年収入の内訳

寄附の総額 140,000

政党匿名分を除く寄附の額 140,000

政治団体からの寄附 140,000

4 支出の内訳

政治活動費 140,000

その他の経費 140,000

5 寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）

(寄附者) (金額) (事務所の所在地)
 (政治団体からの寄附) 円
 公明党 140,000 新宿区

●東京都選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都第九選挙区支部、公明党府中総支部、自由民主党東京都台東区第十六支部、自由民主党東京都台東区第十七支部、自由民主党東京都台東区第十八支部、自由民主党東京都台東区第十九支部、自由民主党東京都台東区第二十二支部、自由民主党東京都台東区第二十五支部、自由民主党東京都台東区第二十六支部、自由民主党東京都台東区第三十一支部、自由民主党東京都品川区第十五支部、自由民主党東京都目黒区第三十六支部、自由民主党東京都大田区第三十五支部、自由民主党東京都世田谷区第三十四支部、自由民主党東京都足立区第十一支部、洋々会、若宮けんじ後援会、あべよしひろ後援会及び都議会自由民主党から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(令和二年東京都選挙管理委員会告示第百五十七号)の一部を次のように訂正する。

令和三年二月十九日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第九選挙区支部の部1収入総額の項中「45,509,826」を「45,709,826」に、「42,250,000」を「42,450,000」に改め、同部2支出総額の項中

「44,838,443」を「45,038,443」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「11,850,000」を「12,050,000」に、「6,400,000」を「6,600,000」に改め、同部4支出の内訳の項中「17,110,586」を「17,310,586」に、「4,400,000」を「4,600,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中

「練馬政経研究会 練馬区」を 1,000,000
 「練馬政経研究会 練馬区」を 1,200,000
 改め、同部6資産の内訳の項中「26,700,000」を「26,500,000」に改める。

公明党府中総支部の部1収入総額の項中「19,219,465」を「19,199,465」に、「18,366,733」を「18,346,733」に改め、同部2支出総額の項中「3,514,952」を「3,494,952」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「9,445,200」を「9,425,200」に、「9,320,200」を「9,300,200」に改める。

自由民主党東京都台東区第十六支部の部1収入総額の項中「3,790,335」を「3,820,335」に、「3,664,600」を「3,694,600」に改め、同部2支出総額の項中「132,683」を「162,683」に改め、同部3本年収入の内訳の項中

「本部又は支部から供与された交付金に 350,000 に係る収入 自由民主党台東総支部 350,000」を

「本部又は支部から供与された交付金に 380,000 に係る収入 自由民主党台東総支部 350,000 自由民主党台東総支部 350,000」に

改める。

中「1,667,691」を「1,727,691」に、「1,563,200」を「1,623,200」に改め、同部2支出総額の項中「118,936」を「178,936」に改め、同部3本年収入の内訳の項中

「本部又は支部から供与された交付金に 150,000 に係る収入 自由民主党台東総支部 150,000」を
 「本部又は支部から供与された交付金に 210,000 に係る収入 自由民主党台東総支部 150,000 自由民主党台東総支部 150,000」に

改める。

自由民主党東京都台東区第十八支部の部1収入総額の項中「2,176,964」を「2,206,964」に、「2,171,600」を「2,201,600」に改め、同部2支出総額の項中「8,013」を「38,013」に改め、同部3本年収入の内訳の項中

「本部又は支部から供与された交付金に 150,000 に係る収入 自由民主党台東総支部 150,000」を

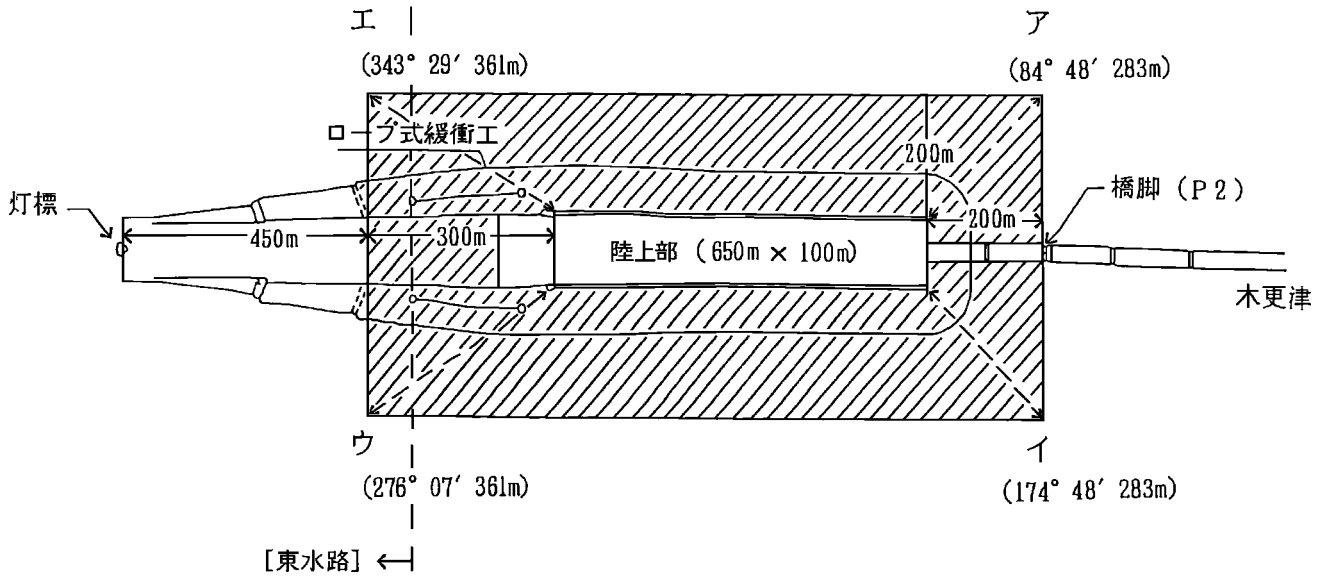
「本部又は支部から供与された交付金に 180,000 に係る収入 自由民主党台東総支部 150,000 自由民主党台東総支部 150,000」に


改める。

自由民主党東京都台東区第十九支部の部3本年収入の内訳の項中「8,710,000」を「8,680,000」に、「6,730,000」を「6,700,000」に

<p>「 本部又は支部から供与された交付金に 350,000 に係る収入 自由民主党台東総支部 350,000」 「 本部又は支部から供与された交付金に 380,000 に係る収入 自由民主党台東総支部 350,000 自由民主党東京都参議院選挙区第三支部 30,000」 改める。 自由民主党東京練谷東区第二十二支部の部1収入総額の項中「178,634」や「208,634」ひ「0」や「30,000」ひ改める。 「 同部へ支出総額の項中「178,634」や「208,634」ひ改める。 同項の次に次のように加える。 3 本年収入の内訳 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 30,000 自由民主党東京都参議院選挙区第三支部 30,000 自由民主党東京練谷東区第二十五支部の部1収入総額の項中「471,000」や「501,000」ひ「372,600」や「402,600」ひ改める。 「 同部へ支出総額の項中「160,000」や「190,000」ひ改める。 「 同部へ本年収入の内訳の項中 本部又は支部から供与された交付金に 350,000 に係る収入 自由民主党台東総支部 350,000」 「 本部又は支部から供与された交付金に 380,000 に係る収入 自由民主党台東総支部 350,000 自由民主党東京都参議院選挙区第三支部 30,000」 改める。</p>	<p>自由民主党東京練谷東区第二十六支部の部1収入総額の項中「372,300」や「402,300」ひ「365,800」や「395,800」ひ改める。 「 同部へ支出総額の項中「87,300」や「117,300」ひ改める。 「 同部へ本年収入の内訳の項中 本部又は支部から供与された交付金に 350,000 に係る収入 自由民主党台東総支部 350,000」 「 本部又は支部から供与された交付金に 380,000 に係る収入 自由民主党台東総支部 350,000 自由民主党東京都参議院選挙区第三支部 30,000」 改める。 自由民主党東京練谷東区第二十一支部の部3本年収入の内訳の項中「1,320,000」や「1,290,000」ひ「本部又は支部から供与された交付金に係る収入 150,000」 自由民主党台東総支部 150,000」 「 本部又は支部から供与された交付金に 180,000 に係る収入 自由民主党台東総支部 150,000 自由民主党台東総支部 150,000 自由民主党東京都参議院選挙区第三支部 30,000」 改める。 自由民主党東京都品川区第十五支部の部1収入総額の項中「2,911,868」や「2,991,868」ひ「2,527,400」や「2,607,400」ひ改める。 「 同部へ支出総額の項中「531,668」や「611,668」に改める。 「 同部へ本年収入の内訳の項中「2,370,000」や「2,450,000」に改める。 自由民主党東京都目黒区第三十六支部の部1収入総額の</p>	<p>項中「3,790,240」や「3,890,240」ひ「3,400,700」や「3,500,700」に改める。 「 同部へ支出総額の項中「16,362」や「116,362」に改める。 「 同部へ本年収入の内訳の項中「536,200」や「636,200」ひ「100,000」や「200,000」に改める。 自由民主党東京都大田区第三十五支部の部1収入総額の項中「7,468,394」や「7,368,394」ひ「5,278,200」や「5,178,200」ひ改める。 「 同部へ支出総額の項中「1,988,602」や「1,888,602」に改める。 「 同部へ本年収入の内訳の項中「560,000」や「460,000」ひ「300,000」や「200,000」に改める。 自由民主党東京都世田谷区第三十四支部の部3本年収入の内訳の項中「490,000」や「240,000」ひ「470,000」や「220,000」ひ「上島よしもり春の宴 42,000」や「上島よしもり春の宴 42,000」 「 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 250,000 自由民主党第二十四選挙区支部 50,000 自由民主党東京都第六選挙区支部 100,000 自由民主党世田谷総支部 50,000 自由民主党東京都参議院選挙区第三支部 50,000」 改める。 自由民主党東京都足立区第十一支部の部3本年収入の内訳の項中「11,502,100」や「11,492,100」ひ「130,000」や「120,000」に「630,000」や「640,000」ひ</p>
---	--	---

(採捕禁止区域図)



※  採捕禁止区域
採捕禁止区域 (1,150m x 500m)

公 告

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

都市計画の種類 都市計画の決定の告示

東京都市計画地区計画 令和二年十二月十七日港区告示第三百四十五号

赤坂七丁目北地区地区計画

東京都市計画第一種市街地再開発事業 令和二年十二月十七日港区告示第三百四十七号

赤坂七丁目二番地区第一種市街地再開発事業

東京都市計画第一種市街地再開発事業

東京都市計画第一種市街地再開発事業 令和二年十二月十七日練馬区告示第五百九十七号

石神井公園駅南口西地区第一種市街地再開発事業

東京都市計画地区計画

東京都市計画地区計画 令和二年十二月二十八日足立区告示第五百九十号

綾瀬駅東口周辺地区地区計画

東京都市計画地区計画 令和二年十二月二十八日足立区告示第五百九十号

<p>区計画 百九十二号</p>	<p>谷在家三丁目 地区地区計画</p>	<p>八王子都市計画 地区計画</p>	<p>八王子都市計画 地区計画 百五十六号</p>	<p>グリーンヒル 寺田団地地区 地区計画</p>	<p>八王子都市計画 地区計画 百五十七号</p>	<p>大和田町五丁目 地区地区計 画</p>	<p>多摩都市計画地 区計画 十一号</p>	<p>稲城長沼駅東 地区地区計 画</p>	<p>縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市 計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北 側)</p>	<p>都市計画の図書の縦覧について</p>	<p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二 項において準用する同法第二十条第一項の規定により関係 区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同法第 二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規 定により縦覧に供する。</p>	<p>令和三年二月十九日</p>	<p>東京都知事 小池百合子</p>	<p>都市計画の種類 都市計画の変更の告示</p>	<p>東京都計画法高 度利用地区 十六号</p>
<p>東京都計画法高 度地区 十八号</p>	<p>東京都計画法防 火地域及び準防 火地域 十九号</p>	<p>東京都計画法緑 地 第八十九号</p>	<p>東京都計画法 二丁目緑地 第四十四号</p>	<p>東京都計画法 区計画 四十四号</p>	<p>上賀一丁目 地区地区計 画</p>	<p>東京都計画法生 産緑地地区 五百二十号</p>	<p>東京都計画法地 区計画 九十六号</p>	<p>石神井公園駅 南地区地区計 画</p>	<p>東京都計画法高 度地区 九十八号</p>	<p>東京都計画法高 度利用地区 九十九号</p>	<p>東京都計画法防 火地域及び準防 火地域 号</p>	<p>東京都計画法一 団地の住宅施設 百九十一号</p>	<p>江西北部第一 住宅一団地の 住宅施設</p>	<p>東京都計画法生 産緑地地区 百九十三号</p>	
<p>東京都計画法公 園 八百五十六号</p>	<p>江戸川第二・ 二・六十二号 大杉三丁目公 園</p>	<p>東京都計画法生 産緑地地区 八百五十六号</p>	<p>八王子都市計 画 百五十一号</p>	<p>八王子市公共 下水道</p>	<p>八王子都市計 画 六十一号</p>	<p>八王子都市計 画 百五十四号</p>	<p>八王子都市計 画 百五十五号</p>	<p>寺田一団地の 住宅施設</p>	<p>八王子都市計 画 百五十八号</p>	<p>下柚木・松木 地区地区計 画</p>	<p>八王子都市計 画 百五十九号</p>	<p>上柚木二・三 丁目地区計 画</p>	<p>八王子都市計 画 百六十号</p>	<p>三鷹都市計 画 百五十七号</p>	

<p>町田都市計画用 途地域 号 令和二年十二月一日町田市告示第三百二</p>	<p>東村山都市計画 生産緑地地区 五十七号 令和二年十二月四日東久留米市告示第百</p>	<p>秋多都市計画用 途地域 第百六十九号 令和二年十二月二十四日あきる野市告示</p>
<p>町田都市計画高 度地区 号 令和二年十二月一日町田市告示第三百三</p>	<p>国立都市計画公 園 第三・三・六 号城山公園 十八号 令和二年十二月三日国立市告示第二百八</p>	<p>秋多都市計画高 度地区 第百七十号 令和二年十二月二十四日あきる野市告示</p>
<p>町田都市計画防 火地域及び準防 火地域 号 令和二年十二月一日町田市告示第三百四</p>	<p>多摩都市計画生 産緑地地区 六号 令和二年十二月一日多摩市告示第五百十</p>	<p>秋多都市計画防 火地域及び準防 火地域 第百七十一号 令和二年十二月二十四日あきる野市告示</p>
<p>町田都市計画道 路 三・四・四十 二号小山橋本 線 号 令和二年十二月一日町田市告示第三百五</p>	<p>多摩都市計画用 途地域 九号 令和二年十一月三十日稲城市告示第百十</p>	<p>秋多都市計画地 区計画 第百七十二号 令和二年十二月二十四日あきる野市告示</p>
<p>町田都市計画下 水道 町田市公共下 水道 号 令和二年十二月一日町田市告示第三百六</p>	<p>稲城中央公園 周辺地区地区 計画 十号 令和二年十一月三十日稲城市告示第百二</p>	<p>武蔵引田駅周 辺地区地区計 画 令和二年十二月十八日西東京市告示第二</p>
<p>小平都市計画生 産緑地地区 百七十一号 令和二年十二月二十四日小平市告示第二</p>	<p>福生都市計画生 産緑地地区 六十七号 平成十四年十一月二十日羽村市告示第百</p>	<p>西東京都市計画 生産緑地地区 百十号 令和二年十二月十八日西東京市告示第二</p>
<p>東村山都市計画 生産緑地地区 三十六号 令和二年十二月十日東村山市告示第二</p>	<p>福生都市計画生 産緑地地区 五号 平成二十六年三月一日羽村市告示第二十</p>	<p>縦覧場所 東京都市整備局都市づくり政策部都市 計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北 側)</p>
<p>国分寺都市計画 生産緑地地区 号 令和二年一月一日国分寺市告示第一</p>	<p>福生都市計画生 産緑地地区 八号 平成二十七年一月一日羽村市告示第一</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見 の概要について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八 条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項 の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に 供する。 令和三年二月十九日 東京都知事 小 池 百合子</p>
<p>調布都市計画生 産緑地地区 四十九号 令和元年十二月二十二日狛江市告示第三</p>	<p>福生都市計画生 産緑地地区 三号 平成二十九年三月一日羽村市告示第三</p>	<p>一 店舗名、店舗所在地及び設置者名 (一)ア 店舗名 (仮称) 上賀プロジェクト イ 店舗所在地 世田谷区上用賀六丁目百十一番二 ウ 設置者名 野村不動産株式会社</p>
<p>調布都市計画生 産緑地地区 五号 令和二年十二月九日東大和市告示第七</p>	<p>福生都市計画生 産緑地地区 平成一十一年一月一日羽村市告示第一</p>	<p>イ 店舗名 (仮称) 上賀プロジェクト イ 店舗所在地 世田谷区上用賀六丁目百十一番二 ウ 設置者名 野村不動産株式会社</p>
<p>立川都市計画生 産緑地地区 六十三号 令和二年十二月十七日清瀬市告示第二</p>	<p>福生都市計画生 産緑地地区 一号 令和二年一月一日羽村市告示第一</p>	<p>イ 店舗名 (仮称) 上賀プロジェクト イ 店舗所在地 世田谷区上用賀六丁目百十一番二 ウ 設置者名 野村不動産株式会社</p>
<p>東村山都市計画 生産緑地地区 五十六号 令和二年十二月四日東久留米市告示第百</p>	<p>福生都市計画生 産緑地地区 号 令和二年十一月四日羽村市告示第二百三</p>	<p>イ 店舗名 (仮称) 上賀プロジェクト イ 店舗所在地 世田谷区上用賀六丁目百十一番二 ウ 設置者名 野村不動産株式会社</p>

<p>(二)ア 店舗名 東急つくし野第一ビル</p> <p>イ 店舗所在地 町田市つくし野一丁目三十番一号</p> <p>ウ 設置者名 株式会社東急ストア</p> <p>(三)ア 店舗名 テルミナ2</p> <p>イ 店舗所在地 墨田区錦糸一丁目二番四十七号</p> <p>ウ 設置者名 株式会社錦糸町ステーションビル</p> <p>二 東京都の意見の概要</p> <p>ア 概要 一(一)から(三)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。</p>	<p>イ 意見の通知日 令和三年二月四日</p> <p>三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>四 縦覧期間 令和三年二月十九日から同年三月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 一筒月 五〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

